

行田 歴史系譜 273

歴史を語るこの「いっぴん」
博物館の収蔵庫から

9

成田氏長判物

個人蔵 市指定文化財

判物とは、武家文書のうち作成者の花押を据えた、書状以外の文書のことです。上位者から下位者に対して、主に命令を伝える時や、土地の給与や安堵、権利の承認などを証明するために作成されました。書状の本文の末尾は「恐々謹言」などで終わるのに対して、判物は「・者也、仍如件」などで終わる場合が多く、書状は月日または日のみで年号が書かれませんが、判物は年号が書かれる場合が多いとされます。

この判物は、天正17年（1589）12月に、忍城主成田氏長から家臣の栗原大学助に宛てたものです。現在の行田市門井の中で、田5町9反60歩（貫高17貫750文）と、畠1町5反（同2貫250文）の合計20貫文の土地を与えたことが記されています。貫高とは、土地の面積に一定の銭の数値を掛けて出したもので、農民の年貢や諸役、家臣の軍役負担の算定の基準となります。



成田氏長判物

した。栗原氏もこの貫高に基づいて、成田氏に対して合戦の時の軍役を務めたと思われる。成田氏が従属していた小田原北条氏の貫高の算出には、田1反につき500文、畠は1反につき165文という数字が用いられた。これに対して成田氏では、この判物から分かるように、田1反につき約300文、畠は1反につき150文による算出となっています。これから、成田領における農民の年貢や家臣の負担が、他の地域の北条氏の領国より少なく、北条氏の従属下にあっても成田氏は独自の領域支配を行っていたと考えられています。

この判物が発給された7カ月後に、成田氏は豊臣軍に降伏し忍城を退出しました。栗原氏はそのまま自分の領地に残り、江戸時代を迎えました。この資料は、同じ日付で栗原氏に出されたもう一通の判物とともに、成田氏の領域支配の数少ない手掛りを与えてくれています。

（郷土博物館 鈴木紀三雄）

行田市障害者福祉センター (運営:行田市)

こぜに with フラベ ちゃんが行く! 福祉施設編

昭和58年にオープンした障害者福祉センターは市内でも歴史のある福祉施設だよ。

現在は22歳から53歳までの8人が利用していて、プラスチックのバリ取りやお線香を入れる箱の組み立て、チラシ広告や衣類の袋詰めなどの軽作業に取り組んでいるよ。作業の他にも敷地内の菜園で野菜を育てたり、当番制の日直活動をしたりとさまざまな活動を通じて、社会の一員として活躍できるようがんばっているんだ。

利用者みんなはとても仲が良くて、クリスマス会や旅行などのイベントも楽しみにしているんだって。笑顔の絶えないセンターが好きだと話してくれたよ。

今月で「こぜにちゃんが行く! withフラベ 福祉施設編」はいったん終了。これまでたくさんの施設を紹介したけど、読んでみんなが福祉施設について理解を深めるきっかけになってくれたらうれしいな。

【住所】栄町20-39 【電話番号】553-2181



編集・発行 / 行田市総合政策部広報広聴課
TEL 556-1111 FAX 550-2116

今月の表紙

11月10日、市内全小・中学校の給食で「行田在来青大豆ヨーグルト」が提供されました。

これは、行田在来青大豆粉プロジェクトの一環で、商品化に向けて試作されたもの。北小学校の1年2組の児童たちは、初めて口にする青大豆粉を使用したヨーグルトに「おいしい」と笑顔を見せていました。

- 市報ぎょうだに掲載されているあなたの写真を差し上げます。ご希望の方は、広報広聴課広報広聴担当(内線318)まで。
- 市民の皆さんの市政に対するご意見をお待ちしています。
- 市報をダイジ版に録音したものを希望者宅にお届けします。ご希望の方は、広報広聴課広報広聴担当(内線318)までご連絡ください。

